

第10期和東町分別収集計画

令和4年6月27日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場その役割を認識し、履行していくことが重要である。

しかしながら本町の廃棄物処理を取り巻く状況は厳しく、とりわけ最終処分場は民間施設を利用しているため、いつまで利用できるかわからない状態である。自前の最終処分場がないことから廃棄物処理に関して様々な問題が生じ、処分量の増加による委託処分先の処分場残余容量が逼迫しており、さらなる取り組みが重要となるところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・住民の相互協力による拠点回収の推進
- ・近隣町村との連携の強化

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	110.7 t	106.9 t	103.3 t	99.8 t	96.4 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- ・環境教育、啓発活動の充実

学校や自治会、各種団体等を対象としたごみ処理施設の見学会やリサイクルに関する説明会を行うなどあらゆる機会を利用して、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、ごみ処理に要する経費の増加等ごみ処理の状況について情報を提供し、認識を深めてもらう。

- ・過剰包装の抑制、買物袋持参の徹底

広報等で住民、小売店に協力と理解を求める。

- ・集団回収事業への支援

回収団体への補助金の交付及び広報等の協力を行う。

- ・家庭用生ごみ処理機設置に対する補助

- ・リサイクル商品の普及

グリーン購入について事業所、住民に啓発

- ・指定ごみ袋を有料で販売

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を次の表左欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	カン類
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも の(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも の	ペットボトル
白色の発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	7.7t		7.4t		7.1t		6.9t		6.6t	
主としてアルミ製の容器	5.5t		5.3t		5.2t		5.0t		4.8t	
無色のガラス製容器	(合計) 7.5t		(合計) 7.5t		(合計) 7.4t		(合計) 7.4t		(合計) 7.4t	
	(引渡 量) 7.5t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 7.5t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 7.4t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 7.4t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 7.4t	(独自処 理量) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 8.3t		(合計) 8.0t		(合計) 7.7t		(合計) 7.5t		(合計) 7.2t	
	(引渡 量) 8.3t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 8.0t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 7.7t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 7.5t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 7.2t	(独自処 理量) 0t
その他の色のガラス製容器	(合計) 2.6t		(合計) 2.5t		(合計) 2.4t		(合計) 2.3t		(合計) 2.2t	
	(引渡 量) 2.6t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 2.5t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 2.4t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 2.3t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 2.2t	(独自処 理量) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもので(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	0t									
主として段ボール製の容器	37.5t		36.1t		34.8t		33.5t		32.3t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡 量)	(独自処 理量)								

	0t	0t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 11t		(合計) 10.6t		(合計) 10.3t		(合計) 9.9t		(合計) 9.5t	
	(引渡 量) 11t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 10.6t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 10.3t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 9.9t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 9.5t	(独自処 理量) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 30.4t		(合計) 29.3t		(合計) 28.3t		(合計) 27.2t		(合計) 26.2t	
	(引渡 量) 30.4t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 29.3t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 28.3t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 27.2t	(独自処 理量) 0t	(引渡 量) 26.2t	(独自処 理量) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t									
	(引渡 量) 0t	(独自処 理量) 0t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

1日1人辺りの平均排出量×推定人口×365日

また各年度の人口は次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
3,563人	3,469人	3,383人	3,295人	3,203人
対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比
-2.44%	-2.64%	-2.48%	-2.60%	-2.80%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。実施主体は下記表のとおりとする。

なお、自治会や住民団体による集団回収が進んでいる紙パック、段ボー

ル、アルミ製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	カン類	相楽東部広域連合による定期回収・集団回収(アルミ製容器の一部)	相楽東部広域連合(町収集分)・民間業者(集団回収分)
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	相楽東部広域連合による定期回収	収集運搬委託業者の中間処理業者・施設
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	相楽東部広域連合による定期回収	収集運搬委託業者の中間処理業者・施設
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	相楽東部広域連合による定期回収	
	白色発泡スチロール食品トレイ	白色トレイ	相楽東部広域連合による定期回収	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

当面は下記表のとおり既存の施設や収集運搬委託業者の施設・車両を利用する。なお、集団回収の用に供する施設については、各自治会ごとに古紙等リサイクルステーション整備補助金による整備を行う。

分別収集の用に供する施設

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	カン類	袋	2 t ダンプ車	相楽東部クリーンセンター(選別・圧縮施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン	袋	2 t ダンプ車	収集運搬委託業者の中間処理施設
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	縛る	資源回収業者の収集車両	資源回収業者のストックヤード
段ボール	段ボール	縛る		
ペットボトル	ペットボトル	専用収集袋	2 t ダンプ車	
その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ	専用収集袋	軽トラック	
	プラスチック製容器包装	指定袋	2 t パッカー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

各自治会及びその内部で設置された公害防止、環境美化に関する組織との連携を強化し、地域の自主的な分別収集の徹底とリサイクル活動を支援する。